

第 1 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

令和5年5月11日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第 1 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和5年5月11日(木曜日)

午前10時5分開議

午後10時12分閉会

本日の会議に付した事件

委員長互選

副委員長互選

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

出席委員(8人)

委員長 末松直洋

副委員長 西村尚武

委員 松田三郎

委員 高島和男

委員 城戸淳

委員 本田雄三

委員 亀田英雄

委員 斎藤陽子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹 太田弘巳

政務調査課主幹 西村哲治

午前10時4分

○太田議事課主幹 担当書記の太田でございます。よろしくお願いいたします。

今日は、最初の委員会でございますので、まず、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第6条の2第2項の規定により、年長委員に委員長互選の職務を行っていただくことになっております。

本委員会の年長委員は、西村委員でございます。それでは、西村委員、よろしくお願いいたします。

(年長委員着席)

午前10時5分開議

○西村尚武年長委員 ただいまから第1回教育警察常任委員会を開会いたします。

私が年長ということでありますので、これより委員長互選の職務を行います。

まず、委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西村尚武年長委員 御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名していただけますでしょうか。

(「松田委員をお願いします」と呼ぶ者あり)

○西村尚武年長委員 松田委員という声が上がっておりますが、松田委員が指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西村尚武年長委員 御異議なしと認めます。

それでは、松田委員に指名をお願いいたします。

○松田委員 末松委員にお願いしたいと思っております。

○西村尚武年長委員 末松委員の指名がっておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西村尚武年長委員 御異議なしと認めます。よって、末松委員が委員長に決定いたしました。

これで私の職務は終わりましたので、委員

長と交代いたします。

（年長委員退席、委員長着席）

○末松直洋委員長 ただいま委員長に選出いただきました末松でございます。

熊本県の安全安心及び教育の推進のため、今後一年間、誠心誠意、円滑な委員会運営のために努力してまいる所存であります。委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、引き続き、副委員長の互選を行います。

副委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。

それでは、副委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名をしていただきましょうか。

（「委員長にお願いします」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 委員長という声がありますが、私が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。それでは、副委員長に西村委員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。よって、西村委員が副委員長に決定しました。

（副委員長着席）

○末松直洋委員長 それでは、西村副委員長から就任の挨拶をお願いします。

○西村尚武副委員長 ただいま副委員長に選出いただきました西村でございます。

委員長の補佐として、円滑な委員会運営のために努力してまいる所存でございますので、委員各位におかれましても、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

○末松直洋委員長 次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

本委員会の所管事務につきまして、閉会中も継続して審査する必要がありますので、会議規則第82条の規定に基づき、委員会次第に記載のとおり、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、議長に対して申出を行うことに決定いたしました。

最後に、私のほうから御提案があります。

閉会中の視察の件についてですが、委員会で行う委員派遣というのは、本来、会議規則第81条により、委員会として、これを議長に申し出ることになっております。

しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合もございます。

そこで、所管事務に係る閉会中の委員派遣の目的、日時、場所等につきましては、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしということですので、そのように取り計らいます。

それでは、本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

午前10時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長